

自動車総合共済 MAP 改定のご案内

平素は全日本火災共済協同組合連合会の自動車共済をお引きただき誠にありがとうございます。
 この度、当会では、令和5年1月1日以降共済始期のご契約より自動車共済の改定を実施致します。
 主な改定内容を次のとおりご案内致しますので、ご一読のうえ、改定についてご理解賜りますようお願い致します。
 今後とも変わらぬご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

I. 共済掛金に関する改定の内容

1 ご契約の割増引率の改定

(1) ノンフリート等級別の割増引率の改定

ノンフリート等級別の割増引率について、お客様間の共済掛金負担の公平性を図るため、割増引率を変更します。また、前契約なし(新規契約)の6等級、7等級をそれぞれ6(S)等級、7(S)等級とし、割増引率を一本化します。

【改定前】		【改定後】		【改定前】			【改定後】	
等級	割増引率	等級	割増引率	等級	年齢条件	割増引率	等級	割増引率
1等級	+80%	1等級	+108%	前契約なし(新規契約)6等級及び7等級			6(S)等級	+3%
2等級	+40%	2等級	+63%	6(A)等級	全年齢	+30%		
3等級	+30%	3等級	+38%	6(B)等級	21歳以上	+10%		
4等級	0%	4等級	+7%	6(C)等級	26歳以上	0%		
5等級	-10%	5等級	-2%	6(E)等級	30歳以上	0%		
6等級	-10%	6等級	-10%	6(G)等級	35歳以上	0%		
7等級	-20%	7等級	-20%	6(D)等級	年齢条件対象外	0%	7(S)等級	-30%
8等級	-30%	8等級	-30%	7(A)等級	全年齢	+10%		
9等級	-40%	9等級	-40%	7(B)等級	21歳以上	-10%		
10等級	-40%	10等級	-40%	7(C)等級	26歳以上	-30%		
11等級	-45%	11等級	-45%	7(E)等級	30歳以上	-30%		
12等級	-50%	12等級	-50%	7(G)等級	35歳以上	-30%		
13等級	-50%	13等級	-50%	7(D)等級	年齢条件対象外	-30%		
14等級	-55%	14等級	-52%					
15等級	-55%	15等級	-53%					
16等級	-60%	16等級	-56%					
17等級	-60%	17等級	-57%					
18等級	-60%	18等級	-58%					
19等級	-60%	19等級	-59%					
20等級	-60%	20等級	-60%					

(2) 共済掛金の改定

先進安全技術の普及等を背景にした交通事故の減少を踏まえ、共済掛金水準を見直します。
 ご契約条件によっては、共済掛金が増える場合がありますので、ご契約の際は共済契約申込書等に記載のご契約条件及び共済掛金をご確認ください。

(3) 新車割引の改定

割引対象車種に自家用軽四輪乗用車を追加し、適用期間にご契約期間の初日の属する月が初度登録年月(または初度検査年月)から26か月以上49か月以内の区分を追加します。また、割引率は以下のとおり6(S)等級・7(S)等級・6(S)等級又は7(S)等級以外に細分化します。

【改定前】						【改定後】										
自家用普通乗用車/自家用小型乗用車						自家用普通乗用車/自家用小型乗用車										
経過月数	25か月以内					25か月以内					26~49か月					
補償種目	対人	対物	搭傷	車両	人傷	補償種目	対人	対物	搭傷	車両	人傷	対人	対物	搭傷	車両	人傷
割引率	9%	9%	9%	5%	9%	6(S)等級	37%	34%	40%	39%	40%	37%	21%	37%	30%	37%
						7(S)等級	15%	14%	25%	17%	25%	15%	14%	18%	17%	18%
						上記以外	6%	5%	18%	10%	18%	6%	5%	18%	10%	18%

自家用軽四輪乗用車										
経過月数	25か月以内					26~49か月				
補償種目	対人	対物	搭傷	車両	人傷	対人	対物	搭傷	車両	人傷
6(S)等級	25%	28%	45%	28%	45%	8%	17%	31%	26%	31%
7(S)等級	10%	12%	25%	9%	25%	1%	12%	25%	9%	25%
上記以外	1%	3%	18%	1%	18%	1%	3%	18%	1%	18%

II. 商品に関する改定の内容

1 被害者救済費用特約の新設（自動付帯※）

※対人賠償責任共済又は対物賠償責任共済が適用される契約に自動付帯

契約自動車の欠陥・第三者による不正アクセス等により人身事故又は物損事故が発生した場合で、被共済者に法律上の損害賠償責任がなかったことが確定したとき、被害者を救済するための費用を支払う「被害者救済費用特約」を新設します。本特約のみで共済金が支払われた場合、ノーカウント事故となります。

2 自動車相互間衝突危険「車両損害」補償特約（相手自動車確認条件付）の改定

補償対象事故にア～ウを追加し、特約名称を「自動車等衝突危険「車両損害」補償特約」に変更します。

ア. 当て逃げ等の相手自動車の詳細が確認できない事故（駐車中、停車中、走行中を問わない）

イ. 被共済自動車の所有者が所有する他の自動車との衝突・接触

ウ. 動物との衝突・接触

※いずれの事故も3等級ダウン事故として取り扱います。

補償対象となる事故の範囲	被共済自動車の所有者が所有する他の自動車との衝突	左記以外の自動車との衝突	動物との衝突又は接触事故	当て逃げ
【改定前】	×	○ ※相手自動車等の確認が必要	×	×
【改定後】	○	○	○	○

3 ロードアシスタンス特約の改定

利用者の利便性向上のため、次のとおり補償対象範囲を拡大します。

	改定内容
共済期間満了後の補償	走行不能となる事故又はトラブルの発生が共済期間中に発生したものであれば、共済期間満了後に行われた応急処置及び運搬に要した費用を補償の対象とします。
車検有効期間満了後の補償	走行不能となる事故又はトラブルの発生が共済期間中に発生したものであれば、車検有効期間満了後に行われた応急処置及び運搬に要した費用を補償の対象とします。
電気自動車等のレッカーけん引費用	その場での充電・燃料補給が困難であることから、ロードアシスタンス特約の対象としてお支払いできるよう改定します。これにより、専用デスクへの事前連絡がなく利用者自身で手配した場合でも共済金をご請求いただけます。
契約自動車盗難時のレッカーけん引費用	盗難後に発見された場合に運搬に要した費用を補償の対象とします。

4 ロードアシスタンス代車等諸費用特約の改定

利用者の利便性向上のため、次のとおり代車費用共済金の取扱いを改定します。

	改定内容
代車費用共済金の支払対象期間	・大規模災害時等のやむを得ない事情がある場合は1年経過後の期間も支払対象期間に含めます。 ・利用開始日から連続した日数によらず、通算 30 日又は 15 日を限度とします。
代車費用共済金の代替交通手段	レンタカー及び代車の他に事前に当会に通知し当会が認めた場合、代替の交通手段としてのタクシー、バス、又は電車等を対象とし、代車の利用日数に含めます。

III. その他の主な改定

項目	概要
1 搭乗者傷害条項(医療共済金)の改定	搭乗者傷害条項(医療共済金)について、現行特約として扱っている「部位・症状別払」に変更し、部位・症状別払の入通院給付金支払額表を簡素化かつ明瞭化します。
2 搭乗者傷害医療共済金日額払特約の新設	搭乗者傷害医療共済金日額払特約を任意付帯(オプション)として新設し、搭乗者傷害医療共済金部位・症状別払特約を廃止します。
3 人身傷害補償特約の改定	付帯可能車種を全ての用途車種に拡大します。また、令和2年4月に施行された自賠責保険(共済)支払基準の改正に則した人身傷害補償特約損害額基準に改定します。
4 車両新価特約の改定	車両新価特約の再取得時諸費用共済金について、新車共済金額の 20%(40 万円を限度)に相当する額、または 20 万円のいずれか高い額に変更します。
5 弁護士特約の改定	日弁連リーガル・アクセス・センターの報酬基準に基づいた「弁護士費用共済金算定基準」を新設し、着手金・報酬金などの項目ごとに限度額を設定します。
6 配偶者の定義の改定	戸籍上の性別が同一であるために婚姻の届出をしていないが、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある同性パートナーを配偶者の定義に含めるよう改定します。
7 責任無能力者の監督義務者補償の追加	加害者(被共済者)が認知症であった場合等に監督義務者が責任を問われるケース等を想定し、責任無能力者の監督義務者を被共済者の範囲に含めるよう改定します。

※このご案内は、令和5年1月1日実施の「自動車総合共済 MAP」の改定概要を記載したものです。ご不明な点は、取扱組合または取扱代理所までお問合せください。

※ご契約の際には、必ず「重要事項説明書」をお読みください。

●取扱組合

●取扱代理所

福島県火災共済協同組合

〒960-8053

福島市三河南町1番20号(コラッセふくしま9階)

☎ 024(526)1027 FAX 024(526)1037